## 滋賀県防災会議条例の改正について

## 1. 改正の理由

滋賀県防災会議の審議等に<u>女性、高齢者、障害者団体等の代表者等が参画できるよ</u> うにすることで、防災対策の充実を図るため。

## |2. 改正の概要

(1)滋賀県防災会議の委員の定数を次のように改める。

号数	委員	現行	改正
第5 <del>号</del>	県職員のうちから知事が指名する者	14人	14人 <u>以内</u>
第6 <del>号</del>	市町・消防機関の代表のうちから知事が任命する者	4人	4人 <u>以内</u>
第7号	指定(地方)公共機関の役員または職員	20人	<u>22人以内</u>
第8号	自主防災組織を構成する者または学識経験者	4人	<u>17人以内</u>

※全体の人数(会長含む)は62人から77人以内(15人増)となる。

- (2)この条例は、公布の日(令和5年3月22日)から施行する。
- (3)この条例の施行の日から令和5年10月13日までの間において、新たに任命された委員の任期は、滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。